

令和8年度高大連携事業実施要項

1 趣旨

高校生が自ら学ぶ意欲を高め、個々の興味・関心を持つ学問分野への理解を一層深めるとともに、主体的な進路選択を行うことができるようするため、県内高校生を対象として大学における高度な教育・研究に触れることが可能な機会を設定する。

2 連携の具体的内容

各大学の公開授業及び公開講座について、宮城県教育委員会が各高等学校に通知し、受講希望者を募り受講させる。

- (1) 公開授業（大学の通常授業のうち高校生も理解でき、大学側が受入れ可能な授業）
 - 夕方の時間帯の授業コマを半年または1/4年等
- (2) 公開講座（大学が高校生のために開設した講座）
 - イ 高校生向けの特別講座（夕方の時間帯において、半年または1/4年等）
 - ロ 高校生向けに複数回実施する公開講座
 - (例) ・特定の期間の毎週土曜または日曜に実施
 - ・長期休業中に複数回実施
 - ハ 高校生向けの単発の公開講座
 - (例) ・特定の期間の土曜または日曜に実施
 - ・長期休業中に単回実施

3 実施上の留意事項

- (1) 各大学は、高校生が令和8年6月1日（月）以降に受講可能な公開授業・公開講座の一覧（様式1）及び公開授業・公開講座用シラバス（様式2）を作成し、令和8年3月27日（金）までに宮城県高校教育課担当宛て電子メールで提出すること。様式は高校教育課の以下のURLよりダウンロードすること。
(<https://www.pref.miyagi.jp/site/sub-jigyou/car-koudairenkei.html>)

なお、平日（長期休業中を除く）に実施する講座については、高校生の通学時間を考慮し、原則として午後4時以降の開始とするが、別紙「令和7年度高大連携事業における公開授業・公開講座実施状況」に示されるとおり、平日夕方の講座はオンライン以外の受講者が少ない傾向があるため、講座設定にあたって配慮願う。

- (2) 提出されたシラバスは高校教育課ホームページに掲載し、高校生の受講希望の参考とする。
- (3) 県教委は、高等学校が生徒へ周知するための期間を十分確保できるよう配慮する。
- (4) 県教委は、各大学が示した受入人数の範囲内で、受講希望者名簿を各大学に提示する。
- (5) 各大学は、成績評価は行わないが、受講状況が良好と認められる高校生に対し、修了証書を交付することができる。
- (6) 受講者は各大学が定める受講料、テキスト代等を負担し、実施に係る経費については各大学が負担する。
- (7) 大学構内及び移動時の指導は、受講者が所属する高等学校の責任で行い、必要に応じて受講者に賠償責任保険等へ加入させるものとする。
- (8) その他、問題が生じた場合は、各大学と県教委で個別に協議する。